

經濟・財政再生計画
改革工程表
2017改定版(原案)

(目次)

1. 社会保障分野

- 医療・介護提供体制の適正化
- インセンティブ改革
- 公的サービスの産業化
- 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化
- 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革
- 年金
- 生活保護等

2. 社会資本整備等

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成
- 公共施設のストック適正化
- 国公有資産の適正化
- PPP／PFIの推進
- ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進
- 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

3. 地方行財政改革・分野横断的な取組

- 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
- 地方行財政の「見える化」
- 地方行政分野における改革
- IT化と業務改革、行政改革等
- 経済・財政再生計画 その他の検討項目

4. 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

(文教・科学技術)

- 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル
- 民間資金の導入促進
- 予算の質の向上・重点化

(外交、安全保障・防衛)

- ODAの適正・効率的かつ戦略的活用
- 国際機関への拠出
- 効率化への取組・調達改革に係る取組等

1. 社会保障分野

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)＞</p>	<p>通常国会</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p>	<p>通常国会</p>			
<p>必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定</p>	<p>・各都道府県において地域医療構想調整会議での協議や医療法の規定の活用を通じて、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等)</p> <p>・各都道府県において、病床機能報告の結果等により毎年度進捗を把握し、公表</p>	<p>個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、都道府県ごとに2年間で集中的な検討が行われるよう、地域医療構想の進捗状況を3か月ごとに管理し、公表</p>				<p>2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】</p>	<p>地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】</p>
<p>病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、報告マニュアルを見直し、特定入院料の分類等に基づく考え方を示すとともに、レセプトに病棟コードを付記し、病棟ごとの医療内容を報告</p>	<p>病棟ごとの医療内容の分析を行い、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて速やかに検討・策定</p>	<p>「公的医療機関等2025プラン」の策定を要請し、最初の1年間で、公立・公的医療機関の病床整備等の方針について集中的に検討</p>					<p>在宅医療サービス(訪問診療、往診、訪問看護)の実施件数【増加】</p>
<p>＜②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討＞</p>	<p>地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施</p>	<p>地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応(P)</p>					
<p>介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討</p>	<p>検討結果に基づき、介護医療院の創設等を盛り込んだ法案を提出、成立</p>	<p>介護医療院、在宅医療等への転換の推進と医療・介護を通じた効率的な提供体制の確保</p>					

医療・介護提供体制の適正化

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
医療・介護提供体制の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p>		<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				
	<p><③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討></p> <p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討</p>	<p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しを2017年10月から段階的に実施</p>					
	<p><④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討></p> <p>「地域医療構想」及び「医師の働き方改革」の議論の推移も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討特に、医師偏在対策については、2017年内を目途に実効的な対策を検討し、検討結果に基づき、2018年通常国会への法案提出</p>	<p>引き続き検討会において検討し、検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施</p>					

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正＞</p> <p>＜⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)＞</p>						<p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒して行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p>	<p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況</p> <p>【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p>
<p>医療介護提供体制の適正化</p>	<p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒して策定(本来の策定期限は2017年度末)</p>	<p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p>	<p>高齢者医薬品適正使用検討会における、多剤服用に関する適正使用のガイドラインの策定状況等も踏まえ、外来医療費の地域差半減に向けて、2019年度までを目途として、第3期医療費適正化計画期間中できるだけ早く、医薬品の適正使用等の算定式の変更・追加について検討</p>	<p>入院医療費について、地域医療構想の縮減効果を明らかにする</p>	<p>入院医療費について、地域差半減に向けて、地域医療構想による縮減効果等の進捗管理を進めていくとともに、所要の検討を行う</p>	<p>保険者協議会において、都道府県が中核的な役割を發揮し、医療関係者等への参画を図るなどにより、住民の健康増進と医療費適正化の更なる推進を図る</p>	<p>重複投薬・多剤投与の適正化に向けて、保険者の保有する被保険者等の情報を活用した取組も含め、保険者、医療関係者等による取組の推進を図る</p>
						<p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p>	
	<p>・オンサイトリサーチセンター利用開始</p> <p>・NDBオープンデータを厚生労働省のホームページに公開</p>						

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築＞</p> <p>第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進</p> <p>第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進</p> <p>医療介護総合確保方針の改正</p> <p>医療計画基本方針の改正</p> <p>介護保険事業計画基本指針の改正</p> <p>平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施</p> <p>＜⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討＞</p> <p>人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>在宅医療等の受け皿の在り方を検討し、これに基づき整合性をもって、第7期介護保険事業計画及び第7次医療計画の同時策定</p> <p>在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進</p> <p>看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る</p> <p>・患者・家族の意思決定支援を図るため、人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会を開催。国民、医療機関、医療従事者への意識調査等を実施</p> <p>・モデル事業の結果を踏まえ、医療従事者向けの人材育成及び講師人材のための研修を実施</p>	<p>第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進</p> <p>第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進</p>	<p>地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】</p> <p>在宅医療を行う医療機関の数【増加】</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】</p>	<p>在宅サービス利用者割合【見える化】</p>			

医療介護提供体制の適正化

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討＞</p> <p>かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、平成28年度診療報酬改定で対応</p>		<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p> <p>通常国会</p>			<p>かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】</p>	<p>大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】</p> <p>患者が1か月間に受診した医療機関数【見える化】</p>
<p>医療・介護提供体制の適正化</p> <p>かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討</p>	<p>外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入</p>	<p>かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、2017年末までに結論</p>	<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>	<p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p>			
<p>＜⑩看護を含む医療関係職種の評価・質向上や役割分担の見直しを検討＞</p> <p>特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援</p>							
<p>臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
<p>＜①都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組＞</p> <p>＜(i)改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分＞</p>								
<p>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分</p>	<p>2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続</p>							
<p>＜(ii)医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討＞</p>								
	<p>高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会において検討</p>	<p>検討結果に基づき、運用の考え方等を都道府県に周知</p>	<p>各都道府県において第2期医療費適正化計画の実績評価や第3期医療費適正化計画のPDCA管理を実施。</p>					
<p>＜(iii)機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応＞</p>								
<p>7対1入院基本料算定要件の見直しを含む機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価について、平成28年度診療報酬で対応</p>	<p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応(P)</p>							
<p>＜(iv)都道府県の体制・権限の整備の検討 等＞</p>								
	<p>都道府県の体制・権限の在り方について、地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる</p>							
	<p>過剰な医療機能への転換中止の命令等や、非稼働病床の削減の命令等について、具体的な事例や検討手順の整理に向けて医療計画の見直し等に関する検討会において議論</p>							

医療・介護提供体制の適正化

病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等
(7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】)

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞</p> <p>保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>糖尿病性腎症の重症化予防について、厚生労働省・日本医師会・日本糖尿病対策推進会議の三者が協定を締結し、2016年4月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定</p> <p>重症化予防WGIにおいて、「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて」を公表、説明会を開催</p> <p>「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等に基づき取組を推進</p> <p>先進的な予防・健康づくりの取組状況の見える化、全国展開を推進</p> <p>個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>＜⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒して反映＞</p> <p>＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞</p> <p>＜(i)2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞</p> <p>予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標を設定</p> <p>新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始</p> <p>保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2017年7月に評価指標を決定</p> <p>国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p> <p>＜(ii)国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞</p> <p>新たな仕組み(※)の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施</p> <p>※2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す</p> <p>国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定</p> <p>新たな仕組みを2018年度より施行</p> <p>普通調整交付金について、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討し、結論を得る</p>						<p>加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】</p> <p>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】、広域連合の数【24団体】</p> <p>＜続＞</p>	<p>健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】</p> <p>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】</p> <p>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】</p> <p>【2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg】</p> <p>＜続＞</p>

インセンティブ改革

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
インセンティブ改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞ ＜(iii)健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化＞</p> <p>・予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標を設定 ・制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計</p> <p>＜(iv)医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等＞</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>見直し後の加減算制度の実施に向けた準備</p>	<p>健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>			<p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数【47都道府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】</p>	<p>健診受診率（特定健診等）</p> <p>【2023年度の特特定健診受診率70%以上、2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%以上（特定健診を含む）】</p> <p>後発医薬品の使用割合【2017年央70%以上、2020年9月80%以上】</p>
	<p>「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」において、審査支払機関の在り方等を検討し、2016年末に取りまとめ</p> <p>社会保険診療報酬支払基金において、2017年7月に「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」を策定</p> <p>国民健康保険団体連合会において、2017年10月に「国保審査業務充実・高度化計画」を策定</p>	<p>「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に基づき、取組を実施</p> <p>「国保審査業務充実・高度化計画」等に基づき、取組を実施</p>					

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
インセンティブ改革	<<厚生労働省>> <⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進>		通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会			予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)の数【800市町村】	<前々頁・前頁参照>
	ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2016年5月に公表	ガイドラインに基づき、各保険者においてヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与の取組を順次実施					
	<⑯セルフメディケーションの推進>					予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】	
	健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポート薬局の基準や公表の仕組みについて2015年9月にとりまとめ	・2016年10月から健康サポート薬局の公表開始 ・公表制度の運用					
2016年4月に、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」を設置	医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、新しい評価スキームの運用を行う					—	

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討＞</p> <p>第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)に基づき推進</p>					
インセンティブ改革	<p>市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討</p>	<p>モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年6月に「地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」を公表</p>	<p>費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進</p>			<p>地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者【100%】</p>	<p>年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設／居住系／在宅／合計)【縮小】</p>
	<p>・自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業等を実施</p> <p>・要介護認定を受ける原因が上位である疾患(脳血管疾患と大腿骨頸部骨折)について、効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドライン案を作成</p>	<p>・現場におけるガイドライン案の活用効果の検証を踏まえ、2017年度中に脳血管疾患と大腿骨頸部骨折に関するガイドラインを作成・公表</p> <p>・他の原因疾患についても、追加的にガイドラインの作成を検討</p>	<p>・ガイドラインに基づき、普及に向けた取組を推進</p> <p>・引き続き、他の原因疾患についてガイドラインの作成を検討</p>				
	<p>・効果のある自立支援について評価を行う</p> <p>・ケアの分類法等のデータ収集様式作成</p>	<p>科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析する新たなデータベースを構築</p>		<p>本格運用開始</p>			

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
インセンティブ改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><①⑦要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討></p>							
	<p>・地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化</p> <p>・保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、関係審議会等において検討</p>	<p>検討結果に基づき、新しい制度的枠組みを2018年4月から実施するための法案を2017年通常国会へ提出、成立</p>	<p>改正介護保険法に盛り込まれた交付金について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、具体的な方法や指標について検討。あわせて、調整交付金の活用についても検討。(P)</p>	<p>介護保険法改正法に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たりデータを分析を実施 ・同計画に自立支援・重度化防止等の取組内容と目標を記載し、その達成状況の評価等を実施等、PDCAサイクルを強化する仕組みを創設し、取組を推進 				
				<p>改正介護保険法に基づき、データ分析の実施、介護保険事業(支援)計画における目標設定や達成状況の評価、財政的インセンティブ付与等により、自立支援・重度化防止等に向けた取組を促進</p>				
	<p>地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表</p> <p>1次リリース(2015年7月): 好事例の掲載</p> <p>2次リリース(2016年7月): 年齢調整済み指標</p> <p>3次リリース(2017年4月): 既存指標の充実及び拡充</p>							
		<p>地域包括ケア「見える化」システムに好事例を掲載</p>						
		<p>要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において引き続き議論</p>						
		<p>国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすい形で定期的に公表</p>						
							<前頁参照>	<前頁参照>

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
インセンティブ改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p>		<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p>	<p>通常国会</p>	<p>低栄養の防止・重症化の予防の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数【47広域連合】</p> <p>がん検診受診率【2022年度までにがん検診受診率50%】</p> <p>がん検診精密検査受診率【2022年度までに精密検査受診率90%】</p> <p>がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村【100%】</p>	<p>＜前々頁参照＞</p> <p>がんによる死亡者【がんの75歳未満年齢調整死亡率を減少】</p>
	<p>＜⑩高齢者のフレイル対策の推進＞</p> <p>後期高齢者の特性に応じて、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等）が、対応の必要性の高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等のモデル事業を実施</p> <p>効果的な栄養指導等の研究</p> <p>専門家や関係者による検討ワーキングチームにおいて、事業内容の効果検証等を実施</p> <p>効果検証等を踏まえ、各広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業のための「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」の暫定版を作成し周知</p> <p>「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を作成し周知</p> <p>フレイル対策等の後期高齢者の特性に応じた保健事業を全国展開</p>						
	<p>＜⑨「がん対策推進基本計画」に基づき、がん対策の取組を一層推進＞</p> <p>「がん対策加速化プラン」を2015年に策定</p> <p>「がん対策推進基本計画」(2012～2016年度)に基づく取組を「がん対策加速化プラン」によって加速化</p> <p>次期「がん対策推進基本計画」の検討、策定</p>		<p>「がん対策推進基本計画」(2017～2022年度)に基づく取組を推進</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
公的サービスの産業化	<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑩民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択 ・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ ・第2期(2018～2023年度)に向けて、全健保組合にアドバイスシートを作成・送付(2016年6月) ・中・小規模の健康保険組合に対し、事業導入に係る初期費用を補助 ・「データヘルス・予防サービス見本市」を開催し、民間企業等とのマッチングを推進 		<p>通常国会</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p>	<p>通常国会</p>		<p>好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】</p> <p>データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】</p> <p>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】</p> <p>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】</p>	<p>各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>
					<p>第1期における優良事例の要素を反映し、更に効果的・効率的な取組を推進 (データヘルス計画第2期)</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度							
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜②医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞ ＜(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞ ＜(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞</p>		<p>通常国会</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p>	<p>通常国会</p>				
<p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p>									
<p>看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応</p>									
<p>公的サービスの産業化</p>	<p>「患者のための薬局ビジョン」実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業の中で健康サポート機能を推進する事業を2016年度から実施</p>		<p>各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開</p>				<p>＜前頁参照＞</p>	<p>＜前頁参照＞</p>	
	<p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を2016年3月に策定</p>		<p>・「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進 ・各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し横展開を推進</p>						
<p>「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を2016年3月に策定</p>				<p>・「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を活用し、取組を推進 ・自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援</p>					

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
公的サービスの産業化	<p>《厚生労働省》</p> <p>＜②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞</p>		<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						
		地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援							
	<p>介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出、成立</p>	<p>・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施</p> <p>・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施</p>							
		<p>多様な人材確保と人材育成について、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、2017年10月に報告書を取りまとめ</p>	<p>報告書に基づき、介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の内容を検討し、実施</p>						
	<p>2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施</p>	<p>ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について検討・結論</p>							
	<p>・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。</p> <p>・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、必要なガイドラインをまとめ、公表・周知(2017年9月)</p>	<p>介護サービス事業所における実態把握を順次進めるとともに、行政が求める帳票等の見直しなどを随時実施することにより、2020年代初頭までに当該帳票等の文書量の半減に取り組む</p>							
		<p>ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施</p>							
		<p>介護サービスにおける生産性向上ガイドラインの作成・普及に取り組む</p>							
		<p>介護事業所におけるICT普及促進のため、介護情報の事業所間連携の効果を検証した上でICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施</p>							
		<p>・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映</p> <p>・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進</p>							
	<p>AIを活用したケアプランの作成支援について、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援</p>								
						<p>地域医療介護総合基金等による介護人材の資質向上のための都道府県の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率【100%】</p>	—		

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜③マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組＞ ＜(i)医療保険のオンライン資格確認の導入＞</p>		<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>					
<p>具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施</p>	<p>被保険者番号の個人単位化を含め、医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた検討・準備</p>	<p>医療保険のオンライン資格確認等の段階的な導入</p>			<p>医療保険のオンライン資格確認の本格運用開始</p>		
<p>＜(ii)医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上＞</p> <p>医療等分野の情報連携に用いる識別子(ID)の具体的制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論</p>	<p>医療等分野の情報連携に用いる識別子(ID)の本格運用に向けた準備</p>	<p>医療等分野の情報連携に用いる識別子(ID)について、2020年からの本格運用を目指して、医療保険のオンライン資格確認の基盤も活用し、システム開発を実施</p>			<p>医療等分野の情報連携に用いる識別子(ID)の本格運用開始</p>	—	—
<p>＜(iii)医療等分野における研究開発の促進＞</p> <p>医療情報を診断支援や臨床研究等の基盤として活用する仕組みを構築するとともに、人工知能を用いて利活用することについて、臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業により検討</p>		<p>プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施</p>					
		<p>実現可能性の高いシステムについて本格運用開始</p>					

公的サービスの産業化

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p><④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討></p> <p><(i)高額療養費制度の在り方></p>							
	<p>外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的な内容を検討</p>	<p>高額療養費制度の見直しを2017年8月から段階的に実施</p>						
	<p><(ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方></p>							
	<p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p>	<p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p>						
<p><(iii)高額介護サービス費制度の在り方></p>								
<p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改革の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討</p>	<p>高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施</p>							
<p><(iv)介護保険における利用者負担の在り方 等></p>								
<p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改革の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討</p>	<p>検討結果に基づき、利用者負担割合の見直しを2018年8月から実施するための法案を2017年通常国会へ提出、成立</p>	<p>利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする見直しを2018年8月から実施</p>						

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑤現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討＞ ＜(i)介護納付金の総報酬割＞</p>						
	<p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討</p>	<p>検討結果に基づき、介護納付金の総報酬割を2017年8月分から段階的に実施するための法案を2017年通常国会へ提出、成立</p>	<p>介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施</p>				
	<p>＜(ii)その他の課題＞</p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p>						
	<p>＜⑥医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討＞</p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討</p>	<p>マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>	<p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法(公布日(平成27年9月9日)から3年以内に施行予定)による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p>				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<<厚生労働省>> <⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <(i)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討>	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会						
	軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討 軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討 軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討	軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応(P) 通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応(P)						
				福祉用具貸与の価格を適正化するための仕組みの実施				

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>＜㉞公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞ ＜(ii)医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す＞</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>					
	<p>費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入を実施</p> <p>＜(iii)生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方等の在り方等の検討＞</p> <p>生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論</p> <p>＜(iv)市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討＞</p> <p>公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について検討し、湿布薬の取扱いを見直し</p> <p>スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討</p> <p>＜(v)不適切な給付の防止の在り方について検討 等＞</p> <p>保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討</p>	<p>試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応(P)</p> <p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p> <p>薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>					

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞</p> <p>・普及啓発等による環境整備に関する事業を実施 ・2017年央に後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定 ・第3期の医療費適正化計画の目標に後発医薬品の使用促進による効果を盛り込む</p> <p>診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施</p> <p>＜㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞</p> <p>国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施</p> <p>＜㉒後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞</p> <p>特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(Z2)の見直しを実施</p> <p>先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目的に結論</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>・診療報酬における更なる対応 ・後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施 ・保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す</p> <p>保険者毎の後発医薬品の使用割合の公表方法を検討</p> <p>・バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表 ・2020年度末までにバイオシミラーの品目数倍増(成分数ベース)を目指す</p> <p>信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化</p> <p>信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた医療用医薬品最新品質情報(ブルーブック)を2017年3月から公表開始</p> <p>後発医薬品の薬価の在り方について検討</p> <p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p> <p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p>	<p>2018年度実績から保険者毎の後発医薬品の使用割合を公表</p>	<p>後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】</p> <p>後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2020年9月80%以上】</p>				

薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						
	<p>＜③①基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討＞</p>						
	<p>基礎的な医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応</p>						
	<p>2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的な医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進</p>						
	<p>・引き続き、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進等に取組む ・「医薬品産業強化総合戦略」を見直し、革新的医薬品創出のための環境整備を進める</p>						
	<p>効果のある患者を投与前に診断できる診断薬等の開発促進</p>						
	<p>＜③②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化＞</p>						
	<p>薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価</p>						
	<p>＜③③薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討＞</p>						
	<p>「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(2016年12月)に基づき、薬価制度の抜本改革に向け、取組む</p>						
		<p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p>					

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						
	<p>＜④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善＞</p> <p>医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進</p>						
	<p>未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応</p>		<p>流通改善の取組を加速するため、まずは、流通当事者が取り組むべきガイドラインを作成し、遵守を求めていくこととし、当該ガイドラインの趣旨・内容を「未妥結減算制度」に取り入れる診療報酬上の対応などを検討するとともに、安定的な医薬品流通を確保するため流通の効率化を進める。</p>			<p>医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率 【100%】</p> <p>200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】</p> <p>調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】</p> <p>妥結率【見える化】</p>	
			<p>関係者と調整の上、薬価調査結果公表などの際に、卸売業者等の事業への影響を考慮した上で可能な部分について公表事項を拡大する(P)</p>				
	<p>＜⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討＞</p> <p>関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施</p>						
		<p>医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進</p>					
<p>平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑩かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞</p>						
	<p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>「患者のための薬局ビジョン」実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業を2016年度から実施</p> <p>各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開</p> <p>・「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進 ・各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し横展開を推進</p>						
	<p>＜⑪平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞</p>						
	<p>調剤報酬について、大型駅前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>	<p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応(P)</p>				<p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p>	<p>重複投薬の件数等【見える化】</p>

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<<厚生労働省>> <⑩診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明>		通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会				
	保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施 診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知						—

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞</p> <p>＜(i)マクロ経済スライドの在り方＞</p> <p>マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した</p> <p>＜(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞</p> <p>中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、第192回臨時国会において成立した</p> <p>＜(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞</p> <p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>＜(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し＞</p> <p>高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p> <p>＜㊸(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省＞</p>	<p>通常国会</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p>	<p>通常国会</p>			

年金

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>		<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>				<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】</p>	
<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>		<p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p>				<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において55.2%（2014年度比2割以上の改善）】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>							
<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>							
<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>							
<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>							

生活保護等

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>＜④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞</p> <p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出、成立</p> <p>雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>検討結果に基づき、取組み内容を記載(P)</p>					<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>

生活保護等

2. 社会資本整備等

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	<p>＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞</p> <p>【立地適正化計画の作成・実施の促進】</p> <p>■市町村の取組を支援することにより、立地適正化計画の作成・実施を促進</p> <p>■「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「支援施策の充実」を推進</p>							
	立地適正化計画制度、予算制度の創設(2014年度)	<p>【計画に対する予算措置等による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算措置等により市町村の計画作成を支援 ・さらに、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成を進めるよう相互に働きかける ・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する 					<p>立地適正化計画を作成する市町村数 【目標：2020年までに300市町村】</p>	<p>立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村（見直しを検討中）】</p> <p>市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村（見直しを検討中）】</p> <p>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【目標： 三大都市圏 90.5%→90.8% 地方中枢都市圏 78.7%→81.7% 地方都市圏 38.6%→41.6% ※（2014年度→2020年度）】</p>
	コンパクトシティ形成支援チームの設置(2014年度)							
	支援施策集の公表(2015年度)	<p>【支援施策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う ・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進 ・2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、5年以内を目途に計画を作成するよう、2018年度中にすべての対象自治体に対して個別に働きかけを行う 						
	ブロック別説明会、現地訪問コンサルティング等の実施(2014年度～)							
《国土交通省》	<p>《コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》</p>							
						改革期間を通じ、同様の取組を実施		

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度							
			通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<p>＜①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新＞</p> <p>【立地適正化計画の作成・実施の促進】</p> <p>■「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「モデル都市の形成・横展開」を推進</p>									
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	<p>先行的取組事例集の公表 (2016年度)</p>	<p>【モデル都市の形成・横展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直し <p>国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する</p>				<p>改革期間を通じ、同様の取組を実施</p>		<p>立地適正化計画を作成する市町村数 【目標：2020年までに300市町村】</p>	<p>立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村（見直しを検討中）】</p> <p>市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村（見直しを検討中）】</p> <p>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【目標：三大都市圏 90.5%→90.8% 地方中枢都市圏 78.7%→81.7% 地方都市圏 38.6%→41.6% ※（2014年度→2020年度）】</p>		
	<p>《国土交通省》</p> <p>《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>		<p>■「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、「取組成果の見える化」を推進</p>								
	<p>評価指標の公表 (2014年度)</p>	<p>【取組成果等の見える化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の取組の状況や成果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証し、実効的なPDCAサイクルを推進 <p>都市計画情報の集約(2016年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画情報について、均質なデータの集積と都市間比較等が可能となるよう、2017年度に検討会を設置し、個人情報保護との関係に係る課題の整理等を踏まえつつ、都市計画基礎調査の共通フォーマットを作成するなど、2018年度中にガイドラインの作成等を行い、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化等を促進 ・都市の状況を横一列で比較できるよう、都市構造に関する情報をまとめたカルテを自治体ごとに作成 <p>歩行量に関するガイドラインの作成(2016年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用 ・「まちの活性化」を測る指標として、経済効果や財政効果を表す指標を既存の統計データから整理し、人口密度との相関も見つつ開発 <p>ビッグデータを活用した人の属性ごとの行動データの把握に関する手引きの作成(2016年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じ高度なシステムへ改良 ・土木学会のもとに設置された「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、分析手法の普及を図る ・公共交通に関するデータの収集、分析、利活用を推進する <p>国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する</p>				<p>改革期間を通じ、同様の取組を実施</p>					
	<p>《国土交通省》</p> <p>《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>										

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	<①コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新> 【既存住宅・空き家等の流通・利活用等の促進】 ■不動産情報の充実等						
	<p>中心市街地の土地・資産の流動性を高めて有効利用を進め、投資や円滑な買換を促すため、不動産情報の充実等により既存住宅等の流通を活性化</p>						
	<p>民間の2次活用に役立つ不動産関連情報等のオープンデータ化等</p>	<p>不動産総合データベースの全国展開に向けた検討、調整</p>	<p>インデックス等の充実による不動産情報基盤の充実</p> <p>不動産総合データベースの本格運用</p>			<p>改革期間を通じ、同様の取組を実施</p>	<p>インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合 【目標：2025年までに20%】</p>
	<p>宅地建物取引業法の重要事項説明に建物状況調査(インスペクション)の実施の有無等を位置付け(2016年度)</p> <p>買主である消費者の建物状況調査(インスペクション)に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査(インスペクション)の活用を促すことを通じ、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備</p>						
	■空き家・空き地の流通・利活用等						
	<p>官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産関連団体への支援 ・全国版空き家・空き地バンクの構築・活用 ・空き地の活用に係る優良事例の横展開 ・クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の創設・活用 ・散在する空き地等の集約再編を促進する仕組みの創設等を内容とする法案を2018年通常国会に提出 					<p>改革期間を通じ、同様の取組を実施</p>	
	《国土交通省》						

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
	<p>【都市計画道路等に関する課題の点検、見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会における検討(2016年度～) ・都市計画に関する諸課題について検討する中で、都市計画道路見直しについて、地域ごとの実情を把握した上で、推進方策の取りまとめを行う ・まちづくりの過去の取組事例について、効果、課題などを分析<再掲> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>地方公共団体の取組を整理し、手引きを発出</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>手引きの周知等を行い、先進事例の横展開を推進</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>地方公共団体の取組状況を踏まえ、引き続き見直し推進方策を検討</p> </div>						
	《国土交通省》						

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
			通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</p> <p>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援</p>								
公共施設の ストック適正化	計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援									
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画を策定(～2016年度) 長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進(個別施設計画策定の際の点検・診断等により得られた施設の現状、対策費用等や固定資産台帳から得られる情報の反映など、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を2017年度に通知) 			公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を踏まえ、個別施設計画の策定の進捗にあわせ、公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進(～2020年度)				公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】		
	○2015年度・2016年度公共施設等総合管理計画策定や同計画に基づく集約化・複合化等の先進的な取組事例を収集・周知	公共施設最適化事業債を活用した先進事例の収集		収集した取組事例を周知し、横展開を推進		改革期間を通じ、同様の取組を実施				
	2016年度より、集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の検証手法の検討			引き続き事例の収集を行うとともに、集約化・複合化等による成果を検証					個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】	
	《総務省》			地方公共団体が策定する個別施設計画において、施設の特性を踏まえ、維持管理・更新費の見通しの標準的な算定方法、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するに当たってのベンチマーク等をガイドラインで示すなど、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施(2013年度～2020年度)			標準的な算定方法やガイドライン等を用いて、引き続き、技術的支援を実施			
	《関係省庁》									

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度						
		通常国会	概算要求	年末	通常国会				
公共施設のストック適正化	<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</p> <p>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援 (施設の集約・複合化や事業の広域化を促すガイドライン等の策定・周知)</p>								
	○上水道	<p>水道については、計画的な施設更新に向け事例や手引き等の周知や、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進</p> <p>《厚生労働省、総務省、内閣府》</p>				<ul style="list-style-type: none"> 都道府県を推進役とする広域連携を促進するとともに、水道事業者等による水道施設台帳の作成や、アセットマネジメント(更新需要や料金設定を含む財政収支の見直し試算)を促進 上下水道分野における民間による事業診断を進め、BPRを促進 		<p>個別施設計画(水道事業ビジョンを含む)の策定状況や、水道事業の広域連携の進捗状況を踏まえ、引き続き水道事業の持続性の確保のための支援策を講ずる</p>	
	○汚水処理施設	<p>汚水処理施設については、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請</p> <p>《国土交通省、農林水産省、環境省、総務省、内閣府》</p>				<ul style="list-style-type: none"> 施設の統廃合や処理区域の再編等を含む効率的な汚水処理施設の整備及び運営管理を実現するため、全都道府県における2018年度までの都道府県構想の見直し完了を促進 2022年度までの広域化を推進するための目標として、①汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数、②全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定、を設定 下水道事業は、「新下水道ビジョン加速戦略」等に基づき、①受益者負担の原則に基づく適切な使用料の設定、②公営企業会計の適用、③PPP/PFIの促進、事業の広域化・共同化、ストックマネジメントの推進等によるコスト削減の徹底、④汚水処理原価や使用料単価等の経営情報の見える化を促進 下水道事業は、2018年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化 上下水道分野における民間による事業診断を進め、BPRを促進 		<p>個別施設計画や都道府県構想の策定状況、及び汚水処理事業の広域化の進捗状況を踏まえ、引き続き汚水処理事業の持続性の確保のための支援策を講ずる</p>	
	○廃棄物処理施設	<p>廃棄物処理施設については、一般廃棄物処理事業実態調査の結果を踏まえた広域化に関する考え方や推進策・具体的な事例を取りまとめ、地方公共団体に示すこと等により、地方公共団体における広域化・集約化のための技術的な支援を実施</p> <p>《環境省》</p>				<p>個別施設計画の策定状況や広域化や集約化等の取組状況を踏まえ、引き続き必要な支援策を講ずる</p>		<p>個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】</p>	

経済・財政再生計画 改革工程表(改定案)

		集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度							
			通常国会	概算要求	年末	通常国会					
		<p>＜②地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜③地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</p> <p>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援 (施設の集約・複合化や事業の広域化を促すガイドライン等の策定・周知)</p>									
公共施設の ストック適正化	○学校施設	学校施設については、統合を決断した学校への教員定数の加配措置等により、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進	委託研究により統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に取り組むとともに、学校規模の適正化の好事例を周知し、地方公共団体の取組を促進	引き続き、委託事業を実施し、そこで得られた好事例を分析・発信するとともに、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を周知			他の地方公共団体の参考となる学校規模の適正化等の取組を把握し、引き続き必要な支援策を講ずる				
		個別施設計画策定支援事業、計画の策定状況の把握により、個別施設計画の策定を促進									
		「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を作成(2017年3月)	解説書を用いて、計画策定の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を全国各地で開催するなど、必要な支援策を講ずる				引き続き、個別施設計画の策定状況を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる				
	○文化施設	文化施設・社会教育施設については、個別施設計画の策定状況の把握や相乗効果の高い集約化・複合化等の先進事例の収集・横展開を実施					引き続き、個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる				
	○スポーツ施設	スポーツ施設については、個別施設計画の策定状況の把握やガイドラインによる技術的な支援や先進事例の収集・横展開を実施					引き続き、個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる				
	《文部科学省》								個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】		